

消防職員の懲戒について お知らせします

令和6年12月11日開催の懲戒委員会において、以下のとおり処分を決定しましたのでお知らせします。

1 被処分者

岡山市南消防署 消防士長 38歳 男性

2 処分内容

停職5か月

3 事案の概要

当該職員は令和6年3月8日(金)8時頃、市内の自宅から勤務先である南消防署(南区浦安南町)へ自家用車で通勤途中、警察官に任意同行を求められ、同日、岡山南警察署に飲酒運転の疑いで逮捕されたものです。その後、酒気帯び運転を認め、道路交通法(過労運転等の禁止)違反で令和6年12月9日岡山地方検察庁に在宅起訴されました。

4 処分理由

当該職員がした行為は、全体の奉仕者として法令等を遵守し、市民から高い廉潔性を期待される消防職員にあるまじき行為であり、市民の信頼を裏切り、市及び市職員の名誉と信用を著しく失墜させるものです。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由該当として、処分を行うこととしました。

5 管理監督責任

上司である所属長(当時)に対し口頭による注意を行いました。

6 その他(再発防止策)

各所属長に処分内容について通知し、所属職員に綱紀の厳正について再度指示徹底するとともに、再発防止と市民の信頼回復に向け全職員一丸となって取り組むよう文書を持って通知します。

<参考>

○岡山市消防職員懲戒処分の基準に関する要綱(抜粋)

第2条 職員が行った行為が別表左欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該職員が行った行為の動機、態様及び結果、故意又は過失の度合い、他の職員及び社会に与える影響、当該職員の職責、当該行為の前後における当該職員の態度等を考慮し、当該違反行為に応じ同表右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち一の種類(懲戒処分の種類が一である場合)にあっては、当該種類の懲戒処分を行うものとする。

(別表)抜粋	違反行為(左欄)	懲戒処分の種類(右欄)
	酒気帯び運転	免職、停職又は減給

○地方公務員法(抜粋)

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

【問い合わせ先】

岡山市消防局消防総務部 消防企画総務課 西岡 本多
直通:086-234-9970 内線:3771